

○ 証人出廷等の報告について（例規通達）

昭和60年4月2日

栃捜一第2号

（概要）

本通達は、証人出廷の実態を体系的、組織的に把握して適正な対応を図るため、証人出廷等に関する報告要領等について定めたものである。